

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)
平成30年8月30日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 4件

厚生年金保険関係 4件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 3件

厚生年金保険関係 3件

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1800174号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1800065号

第1 結論

請求者のA社における平成27年6月8日の標準賞与額を80万円に訂正することが必要である。

平成27年6月8日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成27年6月8日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和56年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成27年6月8日

請求期間について、A社から賞与が支給され厚生年金保険料が賞与から控除されていたが、厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、請求期間に係る賞与の届出が年金事務所に提出されたため、請求期間は厚生年金保険の保険給付の対象とならない記録とされている。請求期間を保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された請求者の「平成27年分所得税源泉徴収簿兼賃金台帳」により、請求者は請求期間において、同社から80万円の賞与の支払いを受け、当該賞与額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料(6万9,896円)を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間における請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を、厚生年金保険料を徴収する権利が消滅した後の平成30年6月22日に年金事務所に対し提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1800175号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1800066号

第1 結論

請求者のA社における平成27年6月8日の標準賞与額を100万円に訂正することが必要である。

平成27年6月8日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成27年6月8日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和27年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成27年6月8日

請求期間について、A社から賞与が支給され厚生年金保険料が賞与から控除されていたが、厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、請求期間に係る賞与の届出が年金事務所に提出されたため、請求期間は厚生年金保険の保険給付の対象とならない記録とされている。請求期間を保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された請求者の「平成27年分所得税源泉徴収簿兼賃金台帳」により、請求者は請求期間において、同社から100万円の賞与の支払いを受け、当該賞与額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料(8万7,370円)を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間における請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を、厚生年金保険料を徴収する権利が消滅した後の平成30年6月22日に年金事務所に対し提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1800176号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1800067号

第1 結論

請求者のA社における平成27年6月8日の標準賞与額を40万円に訂正することが必要である。

平成27年6月8日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成27年6月8日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和25年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成27年6月8日

請求期間について、A社から賞与が支給され厚生年金保険料が賞与から控除されていたが、厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、請求期間に係る賞与の届出が年金事務所に提出されたため、請求期間は厚生年金保険の保険給付の対象とならない記録とされている。請求期間を保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された請求者の「平成27年分所得税源泉徴収簿兼賃金台帳」により、請求者は請求期間において、同社から40万円の賞与の支払いを受け、当該賞与額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料(3万4,948円)を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間における請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を、厚生年金保険料を徴収する権利が消滅した後の平成30年6月22日に年金事務所に対し提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1800177号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1800068号

第1 結論

請求者のA社における平成27年6月8日の標準賞与額を80万円に訂正することが必要である。

平成27年6月8日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成27年6月8日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和28年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成27年6月8日

請求期間について、A社から賞与が支給され厚生年金保険料が賞与から控除されていたが、厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、請求期間に係る賞与の届出が年金事務所に提出されたため、請求期間は厚生年金保険の保険給付の対象とならない記録とされている。請求期間を保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された請求者の「平成27年分所得税源泉徴収簿兼賃金台帳」により、請求者は請求期間において、同社から80万円の賞与の支払いを受け、当該賞与額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料(6万9,896円)を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間における請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を、厚生年金保険料を徴収する権利が消滅した後の平成30年6月22日に年金事務所に対し提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1800136号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1800069号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和40年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成2年4月1日から平成8年2月1日まで

請求期間当時勤務していたA社における厚生年金保険の記録は、平成8年2月1日から同年4月1日までの2か月間しか記録されていない。当時の上司に聞いたところ、上司自身は会社に入社してすぐに厚生年金保険に加入したと聞いた。従業員でなければ取得できない各種技能講習等も会社の命令で勤務期間中に取得した経過がある。従業員扱いであれば、当然厚生年金保険に加入していたはずなので、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間について、雇用保険の加入記録並びに事業主及び複数の同僚の回答、請求者が保管するB技能講習修了証等の発行元である管轄労働局登録教習機関から提出された受講者名簿及び特別教育申込書から判断すると、請求者が請求期間の一部についてA社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、事業主は、請求期間当時の資料を何も保管していないため、請求内容どおりの届出、厚生年金保険料の納付及び給与からの控除について不明である旨回答している。

また、請求期間前後にA社で厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚のうち、請求者が氏名又は氏名の一部を記憶する同僚を含む連絡可能な30名に照会し、回答があった複数の同僚は、厚生年金保険の加入について、本人の希望で加入できたように思う旨回答しており、ほかの同僚は、半年間は見習いであり、その後の社会保険への加入時期は従業員によって違っていた旨回答しているものの、関連資料はなく、請求期間当時の同僚の厚生年金保険に係る資格取得年月日の記録からも当該回答を裏付ける事情は見当たらないことから、当該事業所における請求期間の厚生年金保険の被保険者資格取得の時期に係る取扱いについて確認することができない。

さらに、前記回答があった複数の同僚は、請求者に係る厚生年金保険料の給与からの控除について不明である旨回答しており、当該同僚からは当時の給与明細書等も得られないほか、請

求者は請求期間に係る給与明細書等の保険料控除を確認できる資料を保管しておらず、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料の給与からの控除について確認することできない。

加えて、請求者は請求期間以前から市町村の国民健康保険に加入していたと陳述しているところ、C市から提出された請求者に係る国民健康保険の加入期間の回答には、適用開始年月日は平成元年1月19日、適用終了年月日は平成8年2月2日と記載されており、請求者が請求期間に国民健康保険に加入していたことが確認できる。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1800016号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1800070号

第1 結論

請求期間①及び②について、請求者のA社(現在は、B社)における厚生年金保険の標準報酬月額の見直しを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和16年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和61年10月1日から昭和63年8月1日まで
② 平成元年10月1日から平成8年7月1日まで

昭和32年にA社に入社して以来、私の給与は毎年漸増していたのに、厚生年金保険の標準報酬月額が前年と同額だったり、前年より下がっている年があることに納得できないので、請求期間①及び②に係る標準報酬月額を見直ししてほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間①及び②について、B社は、当時の賃金台帳、源泉徴収簿等の資料は保管していないため、請求者に支払った給与額及び給与から控除した厚生年金保険料額について不明であると回答しており、同社から支払われた給与額及び給与から控除された厚生年金保険料額について確認することができない。

また、C労働組合は、請求期間①及び②当時の資料はなく、給与体系、昇給率、賞与支給実績等の当時の状況について不明であると回答している。

さらに、請求者と同じ昭和16年度生まれで、昭和32年にA社で厚生年金保険に加入し、請求期間①及び②においても同社で厚生年金保険に加入している同僚5人のオンライン記録を確認したところ、当該期間における標準報酬月額が毎年上がっている者は確認できなかった。

加えて、請求期間①及び②において、A社で厚生年金保険に加入している者のうち11人(上記同僚5人のうち存命中の者を含む。)に照会し、4人から回答を得たが、自身の勤務期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額が給与額と合っているかは不明と回答しており、当時の給与明細書等の資料も得られなかった。

なお、請求者は、請求期間①及び②に係る給与所得の源泉徴収票(平成6年分を除く)を提出しているが、請求者及び複数の同僚は、当時、A社から年2回の賞与が支給されていたと陳述しており、当該源泉徴収票の「支払金額」に記載されている金額は給与と賞与の年間合計額

であると考えられ、当時の賞与額が明らかでないことから、当該源泉徴収票からは請求者の給与月額を推認することはできない。

- 2 請求期間①について、請求者から提出された昭和 61 年分、昭和 62 年分及び昭和 63 年分の給与所得の源泉徴収票の「社会保険料等の金額」のうち「給与等からの控除分」に記載されている金額は、オンライン記録の標準報酬月額に基づき計算した健康保険料及び厚生年金保険料の年間合計額に、雇用保険料の年間推定額を合算した額とほぼ等しくなることから、事業主が控除していた厚生年金保険料額は、オンライン記録の標準報酬月額に基づいた額であると考えられる。

なお、昭和 61 年分の源泉徴収票の「社会保険料等の金額」のうち「申告による控除分」に記載されている金額は、オンライン記録によると、同年における請求者の配偶者の納付済み国民年金保険料額と一致する。

- 3 請求期間②について、請求者から提出された平成元年分、平成 2 年分、平成 7 年分及び平成 8 年分の源泉徴収票の「社会保険料等の金額」に記載されている金額は、オンライン記録の標準報酬月額に基づき計算した健康保険料及び厚生年金保険料の年間合計額に、雇用保険料の年間推定額を合算した額とほぼ等しくなることから、事業主が控除していた厚生年金保険料額は、オンライン記録の標準報酬月額に基づいた額であると考えられる。

なお、請求者から提出された平成 3 年分、平成 4 年分及び平成 5 年分の源泉徴収票の「社会保険料等の金額」に記載されている金額は、オンライン記録の標準報酬月額に基づき計算した健康保険料及び厚生年金保険料の年間合計額に、雇用保険料の年間推定額を合算した額を超えているものの、請求者の扶養親族（長男）に係る国民年金の記録について、平成 3 年 5 月から平成 6 年 3 月までの期間は国民年金保険料の納付済期間となっているところ、当該期間に係る国民年金保険料と請求者自身の社会保険料を合算した額は、上記源泉徴収票の「社会保険料等の金額」に記載されている金額とほぼ等しくなる。

また、日本年金機構から提出された請求者に係る平成元年度の健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届によると、事業主は、請求者の従前の標準報酬月額及び平成元年 10 月からの標準報酬月額を 44 万円と記載しており、当該標準報酬月額はオンライン記録の標準報酬月額と一致している。

- 4 このほか、請求者の請求期間①及び②における給与額及び給与から控除されていた厚生年金保険料額について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求期間①及び②において請求内容による標準報酬月額に見合う給与が支給されていたこと及び当該標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1800137号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1800071号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和37年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成15年12月

A社に勤務し、請求期間に賞与が支給され厚生年金保険料が控除されていたはずだが、標準賞与額の記録がないので、調査の上記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間について、A社は、請求期間当時の資料を処分してしまっているため、請求者の賞与に係る届出、厚生年金保険料の納付、賞与の支給額及び厚生年金保険料の控除額については不明である旨回答している。

また、請求者が賞与の振込先とする金融機関に預金取引記録の照会をしたが、当該金融機関は、請求期間に係る預金取引記録は保存期限経過により確認ができない旨陳述している。

さらに、請求者が請求期間当時に居住していたB県C市は、請求者の当該期間に係る課税資料は保存期限経過により確認ができない旨回答している。

加えて、請求者も請求期間の賞与に係る資料は保存していないため、賞与額及び厚生年金保険料控除額について確認することができない。

このほか、請求者の請求期間における賞与額及び厚生年金保険料の控除額について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。